

## 盛岡市防災マップ作成業務委託 特記仕様書

### 第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、盛岡市（以下「発注者」という。）が発注する「盛岡市防災マップ作成業務委託（以下「本業務」という。）」に適用し、これに記載されていない事項については、岩手県県土整備部発行「委託業務共通仕様書」の規定によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、国土交通省、岩手県及び盛岡市が実施した洪水浸水想定区域（外水氾濫、内水氾濫）、土砂災害警戒区域等、火山防災マップ、ため池ハザードマップ、岩手県地震・津波被害想定調査、防災基礎アセスメント調査及び防災詳細アセスメント調査等の成果品等を基に、災害時における住民の円滑かつ適切な避難行動につなげることができる防災マップを作成することで、災害時における被害を回避又は最小限にとどめることに資することを目的とする。また、住民のほか、来訪者や外国人などあらゆる人が紙媒体のほかにスマートフォン等からアクセスできるようインターネット配信用のシステム（WEB版防災マップ）を構築する。併せて、住民の災害に対する防災意識の向上、地域防災力の向上に資するため、住民説明会用資料の作成を行うものとする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、本特記仕様書のほか、以下の関係法令、規定・規則等に準拠し行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (7) 活動火山対策特別措置法
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (9) 土砂災害ハザードマップガイドライン（令和2年10月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- (10) 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案）第8版（平成27年6月財

団法人砂防フロンティア整備推進機構)

- (11) 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改訂内閣府(防災担当))
- (12) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年6月改訂内閣府(防災担当))
- (13) 岩手県地域防災計画
- (14) 盛岡市地域防災計画
- (15) 砂防法
- (16) 地すべり等防止法
- (17) 土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂国土交通省砂防部)
- (18) その他関係法令、諸規則、通達等

(提出書類)

第4条 受注者は、作業の実施に先立ち、以下の作業計画に関する書類等を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 予定技術者経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 実施計画書
- (5) その他に発注者が必要とする書類

(工程管理)

第5条 受注者は業務を的確に遂行するため、適切な工程管理を行うこと。また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納品成果物の品質に影響すると思われる場合や、工程及び進捗に変更が生じるとと思われる場合は、速やかに発注者に報告、協議しなければならない。

(守秘義務)

第6条 本業務で知り得た事項について、受注者はいかなる理由があっても発注者の承認なしに他に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

第7条 受注者は、本業務の実施に関して発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。また、本業務の実施に関して受注者の受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わない。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(契約不適合)

第8条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

(権利の帰属等)

第9条 著作権及びその他の権利は受注者及び第三者により既に著作権及び権利を保有している場合を除き、発注者に帰属するものとする。

(検査)

第10条 受注者は必要に応じて発注者の検査を受けるものとする。

(完了)

第11条 検査に合格後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納入し、発注者の検査員の検査をもって完了とする。

(履行期限)

第12条 本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和8年3月16日までとする。ただし、本業務で作成する成果品のうち、防災マップ印刷物の納入期限は第26条のとおりとする。

(納入場所)

第13条 本業務における成果品の納入場所は、以下のとおりとする。ただし、本業務で作成する成果品のうち、防災マップ印刷物の納入場所は第26条のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市 総務部 危機管理防災課

(疑義)

第14条 本特記仕様書及び法令等に明示なき事項、または疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

## 第2章 業務概要

(業務内容)

第15条 本業務は、以下の項目について作業するものとする。

[基本事項]

- (1) 計画準備
- (2) 打合せ協議
- (3) 照査

[盛岡市防災マップの作成、印刷、搬入]

- (1) 資料収集整理
- (2) 防災マップ素案の検討・作成
- (3) 防災マップ修正案の検討・作成
- (4) 防災マップ印刷用データの作成
- (5) 地域住民等への説明会用原稿等の作成
- (6) 防災マップの印刷、仕分け、搬入

[業務成果のとりまとめ]

- (1) インターネット配信用システムの構築及びデータセットアップ
- (2) インターネット配信用システムの環境構築
- (3) インターネット配信用システムの動作環境整備
- (4) 防災マップ HP 公開用データの作成
- (5) 業務報告書の作成

(業務範囲)

第16条 本業務の業務範囲は、盛岡市全域とする。

(業務手法)

第17条 本業務は、地図に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工し、高度な空間分析を行うとともに、その分析した結果を視覚的に表現させながら、複数のマップレイアウトを作成する必要があるため、GIS 技術を活用して作業の効率化及び円滑化を図るものとする。なお、本業務で作成する GIS データは、ファイルフォーマットが全て公開されている Shape ファイル形式で整理し、ファイルの属性は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

### 第3章 業務内容

#### 基本事項

(計画準備)

第18条 本業務の実施にあたり、受注者は、業務の目的、業務内容、履行期間等をふまえて、業務の実施方法や手順を定めた実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

第19条 打合せ協議は、作業着手時、中間(5回)、納品時の7回を基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ事項について、受注者は、その都度打合せ協議記録簿を作成のうえ発注者に提出し、承認を得るものとする。

(照査)

第20条 本業務において主要な業務の段階ごとに照査を行い、協議事項・修正事項等を反映しているか確認を行う。

#### 盛岡市防災マップの作成、印刷、搬入

(資料収集整理)

第21条 発注者は、本業務に必要な以下の資料を借用書と引き換えに受注者に貸与するものとする。受注者は、破損、紛失、盗難等の事故のないようにその資料を管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

(1) 洪水(外水氾濫、内水氾濫)に関する資料

- ア 河川氾濫解析計算結果(浸水想定区域、浸水深等)
- イ 内水氾濫解析計算結果(浸水想定区域、浸水深等)
- ウ 既往浸水実績資料(発生箇所、被害状況、写真、図書等)

(2) 土砂災害に関する資料

- ア 土砂災害警戒区域等に関する資料
- イ 既往土砂災害実績資料(発生箇所、被害状況、写真、図書等)

(3) 火山災害に関する資料

- ア 岩手山火山防災マップ等の火山災害に関する資料
- イ 既往火山災害実績資料(発生箇所、被害状況、写真、図書等)

(4) 活断層に関する資料

- ア 北上低地西縁断層帯(花巻断層帯、出店断層帯)に関する資料
- イ 雫石盆地西縁断層帯に関する資料等

(5) ため池に関する資料

ア ため池浸水想定区域(浸水想定区域、到達時間)等に関する資料

(6) その他の資料

ア 盛岡市地域防災計画書

イ 過去に作成した防災関連資料(防災に関するマップやパンフレット等)

ウ その他協議により必要と判断された資料

(防災マップ素案の検討・作成)

第 22 条 防災マップの素案を検討・作成するにあたっては、以下の内容を踏まえるものとする。併せて、住民に利活用される防災マップとするため、関心が高まる工夫等、使い方の検討を行うものとする。また、凡例は日本語のほか英語、中国語(北京語、広東語)及び韓国語を併記するものとする。

なお、最近の他市町村のハザードマップも参考にしながら、受注者は積極的に発注者に掲載すべき情報を複数提案すること。

(1) 地図に関する情報(地図面)

防災マップの目次構成、地図の図割数の基本事項(市内を複数分割し頁ごとに重複させ、併せて使用する基図及び表示縮尺を検討するなど)を検討するものとする。特に、使用する基図及び表示縮尺は検討すべき事項が多いため、受注者は検討用図面(サンプル図面)を作成し、発注者に提示することとする。

(2) 学習に関する情報(情報学習面)

洪水、土砂災害、火山災害の被害形態、避難時の危険箇所に対する留意事項、避難情報の伝達方法、気象情報等の取得方法、避難時の心得、氾濫特性や水害に対する心構えなどの学習情報について、イラスト等を多用しながら作成するものとする。

(防災マップ修正案の検討・作成)

第 23 条 庁内会議等の意見を反映させた防災マップの修正案を作成するものとする。なお、協議が円滑に行えるように、防災マップの原稿は PDF 形式で作成するものとする。

(防災マップ印刷用データの作成)

第 24 条 前条までの修正等を踏まえ、防災マップの印刷用データを作成する。

(地域住民等への説明会用原稿等の作成)

第 25 条 完成した防災マップの配布後に予定している地域住民等への説明会用原稿を作成するものとする。地域住民等が防災マップを使って避難行動がとれるよう、防災マップの使い方、避難の仕方、市の防災の取組等を地域住民等へわかりやすく伝えるための説明用資料、および防災教材アニメーション資料(例:防災マップ解説動画など)又はそれと同

等の資料の作成を行うものとする。なお、内容については発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

(防災マップの印刷、仕分け、搬入)

第 26 条 防災マップの印刷データを用いて以下に示すとおり印刷、仕分け、梱包等を行い、発注者が指示した場所に搬入するものとする。

[地図面の印刷、仕分け、梱包等]

- (1) 規格 A2 判ポスター(両面)23 種程度
- (2) 用紙 コート紙 110.0kg
- (3) 色数 フルカラー4 色刷
- (4) 印刷部数 188,000 部
- (5) 仕分 100 部ずつクラフト紙にて梱包
- (6) 加工 A4 仕上げ折り加工

[情報学習面の印刷、仕分け、梱包等]

- (1) 規格 A4 判冊子 8 頁程度
- (2) 用紙 コート紙 110.0kg
- (3) 色数 フルカラー 4 色刷
- (4) 印刷部数 188,000 部
- (5) 仕分 100 部ずつクラフト紙にて梱包
- (6) 加工 中綴じ製本

[搬入、納入期限]

- (1) 搬入 住民配布分:140,000 部、配送業者に一括搬入  
市保管分:48,000 部、市指定保管場所に一括搬入
- (2) 納入期限 別途協議(履行期限とは別途、先行して納入期限を設ける可能性がある)

## 業務成果のとりまとめ

(インターネット配信用システムの構築及びデータセットアップ)

第 27 条 本業務にて整理・作成した GIS データを受注者にて構築するインターネット配信用システムにセットアップするものとする。なお、搭載するレイヤは、以下に記載する項目などとし、発注者と受注者が協議の上、対応を行うものとする。

- (1) 浸水想定区域(外水氾濫、内水氾濫)
- (2) 土砂災害特別警戒区域等
- (3) 火山災害情報
- (4) 活断層情報
- (5) ため池浸水想定区域
- (6) 災害実績範囲
- (7) 過去の出水で通行止めになった道路やアンダーパス、側溝、水路等の避難時に危険な箇所
- (8) 指定避難所、指定緊急避難場所
- (9) 防災関連施設(市役所、支所、消防署、警察署等)
- (10) 要配慮者施設
- (11) 地下道
- (12) その他、市が指定するデータ

(インターネット配信用システムの環境構築)

第 28 条 住民等の利用者にとって、判りやすく容易に防災情報へアクセスできるようインターネット配信用システム環境を構築し、防災情報の公開を行うものとする。構築する環境及び公開データは下記のとおりとする。

- (1) 利用形態
  - ア システムの利用者側でプラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Java アプレット、.NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものがないこと。
  - イ パソコン向けサービスの他に、スマートフォン・タブレット向けのサービスも提供できること。
- (2) 運用形態
  - ア 24 時間 365 日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
  - イ 障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。

(3) ベースマップ

- ア 縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること。
- イ 国土地理院の基盤地図もしくは発注者から提供される地形図データ等が搭載可能なこと。

(4) 地図公開機能

- ア サービス利用者が利用しやすいユーザインターフェースであること。
- イ パソコンの他、スマートフォン・タブレットでの閲覧が可能なこと。
- ウ 利用者の現在位置情報からの表示が可能となること。

(インターネット配信用システムの動作環境整備)

第 29 条 インターネット配信用システムは、以下の環境において動作を保障すること。

(1) パソコン向け

ブラウザは Edge、FireFox、Safari (mac 版)、GoogleChrome で利用可能であること。  
また、運用期間中に公開される各ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

(2) スマートフォン・タブレット向け

Google Chrome、Safari 等の対象 OS 毎の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開される各ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

(3) 接続回線

インターネット経由により、利用者がストレスなく利用できること。

(インターネット配信用システムの保守)

第 30 条 インターネット配信用システムの運用については、令和 8 年度以降の運用開始から、必要に応じて別途保守契約を予定している。なお、具体的な保守範囲については受注者と協議の上決定する。

(防災マップ HP 公開用データの作成)

第 31 条 市 HP からダウンロード可能な「盛岡市防災マップ」のデータ (AdobePDF 形式) を作成するものとする。

(業務報告書の作成)

第 32 条 防災マップ作成に際しての技術的事項を詳細に整理し、今後の防災関連の調査・計画や、マップの更新等に際して活用できるよう、業務報告書としてとりまとめるものとする。

## 第4章 成果品

(成果品)

第33条 本業における成果品は、以下のとおりとする。

(1) 防災マップ原稿(PDF形式)	1式
(2) 防災マップ印刷物 地図面(A2ポスター両面カラー)	188,000部
情報学習面(A4冊子版両面カラー)	188,000部
(3) 業務報告書(簡易製本)	1式
(4) 業務報告書(Word・PDF形式等)	1式
(5) HP公開用データ(PDF形式など)(DVD格納)	1式
(6) GISデータ(shape形式)(DVD格納)	1式
(7) その他、発注者の指示によるもの	1式